

○建築基準法第42条第2項の規定による道の指定について

昭和46年4月1日

告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道を、次のとおり指定する。

記

建築基準法の規定が適用されるに至った際現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道